

# 東海村障害福祉計画書

平成 18 年 10 月～平成 21 年 3 月

東 海 村

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景 .....	1
2 計画の目的 .....	1
3 計画の考え方 .....	1
4 計画の期間 .....	2
5 計画策定の体制 .....	3
6 計画の公表 .....	3
7 障害者自立支援法のポイント .....	3
8 自立支援システムの全体像 .....	4
9 福祉サービスの体系 .....	4

## 第2章 障害福祉の現況

1 障がい者の推移 .....	7
2 障がい者の状況 .....	8
3 障害福祉サービスの概況と利用状況 .....	13
4 障がい者支援施設の整備状況 .....	18

## 第3章 障害福祉計画の理念・施策の体系

1 計画の基本的な指針 .....	19
2 障害福祉サービスの基盤整備の基本的な考え方 .....	19
3 就労関係の目標 .....	20

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 サービス量の見込みにあたって .....	21
2 施設入所者の地域生活への移行数見込み .....	21
3 障害福祉サービス量等の見込み .....	22
4 障害福祉計画策定委員，民生委員・児童委員の 事項別委員会からの意見等 .....	34

## 第5章 計画の推進体制

1 相談支援体制の整備・充実 .....	35
2 計画の推進体制 .....	37

第6章 参考資料 .....	38
----------------	----

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画の背景

国は、平成14年12月に「障害者基本計画」を策定し、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現をめざして障害者福祉施策の基本的方針が示されました。

平成16年度には、障害者基本法第9条による「障害者のための施策に関する基本的な計画」の策定を義務づけるなど「障害者基本法」の改正を行っています。

さらに、平成16年度には「発達障害者支援法」の制定、平成17年11月に「障害者自立支援法」が制定され、障害者福祉施策は抜本的に改革されました。

平成18年4月（一部は平成18年10月）から施行されました「障害者自立支援法」は、障がいのある人ができるだけ自立した生活が送れるように支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目標に、平成15年度から導入された「支援費制度」の対象ではなかった精神障がい者を含め、「障害の種別にかかわらず福祉サービスが利用できる仕組みの一元化」、「障害のある人々に、一元的なサービスを提供」、「サービスを利用する人々の利用量と所得に応じた負担と、国と地方自治体による財源の確保」、「就労支援の強化」、「支給決定の仕組みの透明化、明確化」を柱としております。

## 2 計画の目的

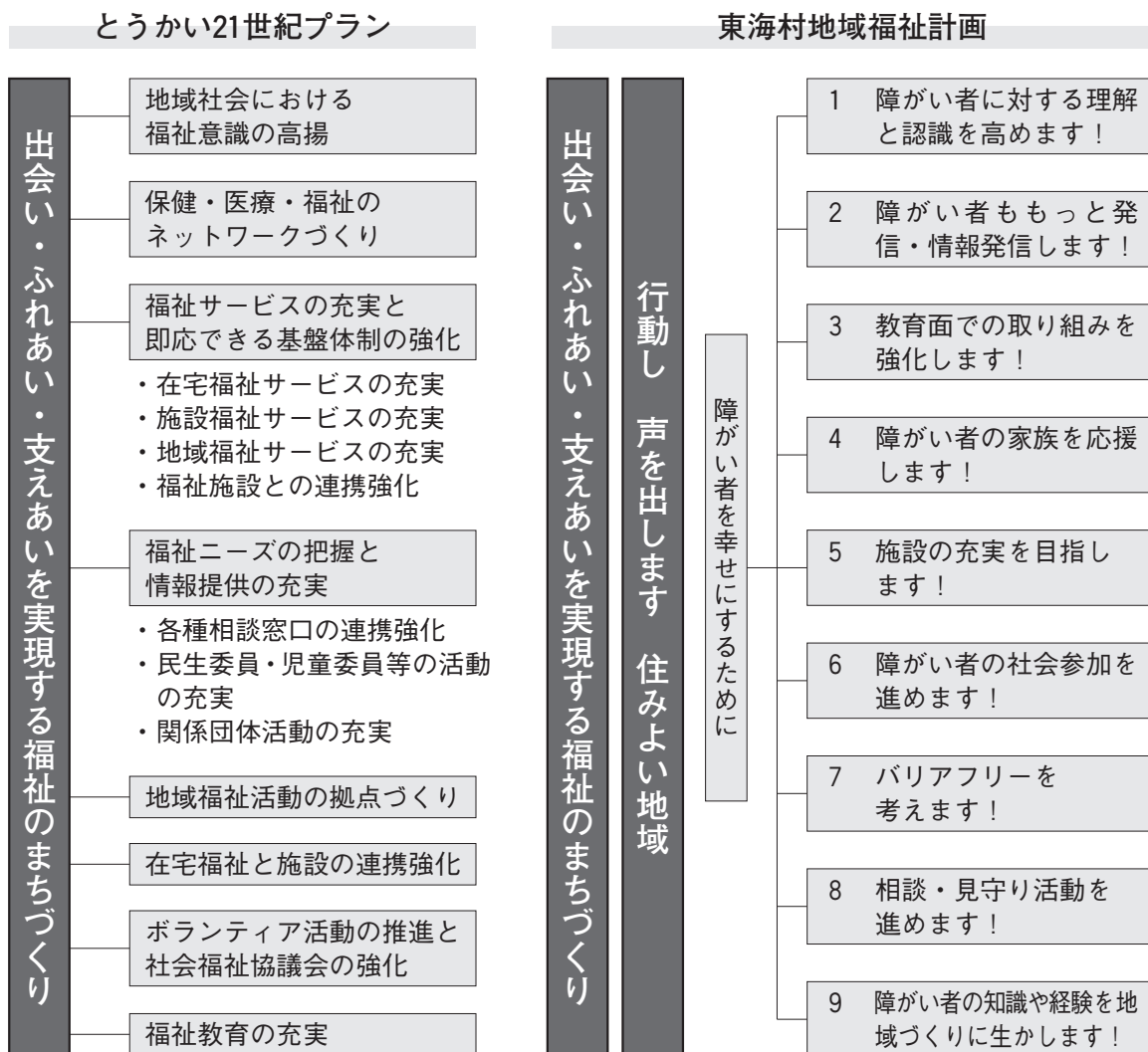
この計画は、障害者自立支援法第88条による当村の「障害福祉計画」で、厚生労働大臣「基本指針」（法第87条）に即して、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画」として位置づけるものです。本計画は、東海村の障害福祉施策の方向性を明らかにし、障害福祉サービス量の見込み及び提供体制等に関する目標を定めることを目的とします。

## 3 計画の考え方

「東海村第4次総合計画」（とうかい21世紀プラン）の基本目標のひとつである「出会い・ふれあい・支えあい」を実現する福祉まちづくりに基づき、「東海村地域福祉計画」や「東海村地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」など、障害福祉に関わる関連計画との調和を保って定めるものです。

## とうかい21世紀プラン（東海村第4次総合計画 2001—2010）

基本目標 <「出会い・ふれあい・支えあい」を実現する福祉のまちづくり>



## 4 計画の期間

本計画は、障害者自立支援法により平成23年度までに新サービス体系へ移行することを念頭に置きながら、平成18年度から平成20年度までを第1期計画期間とし、平成21年度から平成23年度までを第2期計画期間としています。第1期計画は、第2期計画の終了年度である平成23年度を目標において数値目標等を設定しています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
とうかい21世紀プラン	後期基本計画					
東海村地域福祉計画	平成16年度～					
東海村障害福祉計画	第1期計画			第2期計画		

## 5 計画策定の体制

この計画は、障がい者及びその保護者、学識経験者、民生委員・児童委員、福祉関係団体・福祉サービス提供団体等で構成する「東海村障害福祉計画策定委員会」を設置し、障害福祉の現状の把握及び今後の方向性を検討・協議しました。

計画策定後、「(仮称)計画推進委員会」を設置し、進捗状況の評価を行うなど、この計画内容の確実な推進を図ります。

## 6 計画の公表

この計画は、障害者自立支援法の規定により、茨城県知事に提出するとともに、村のホームページなどで公表します。

## 7 障害者自立支援法のポイント

「障害者自立支援法」の主なポイントは、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目標にしています。

① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編

② 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスの提供

③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実

④ 就労支援を抜本的に強化

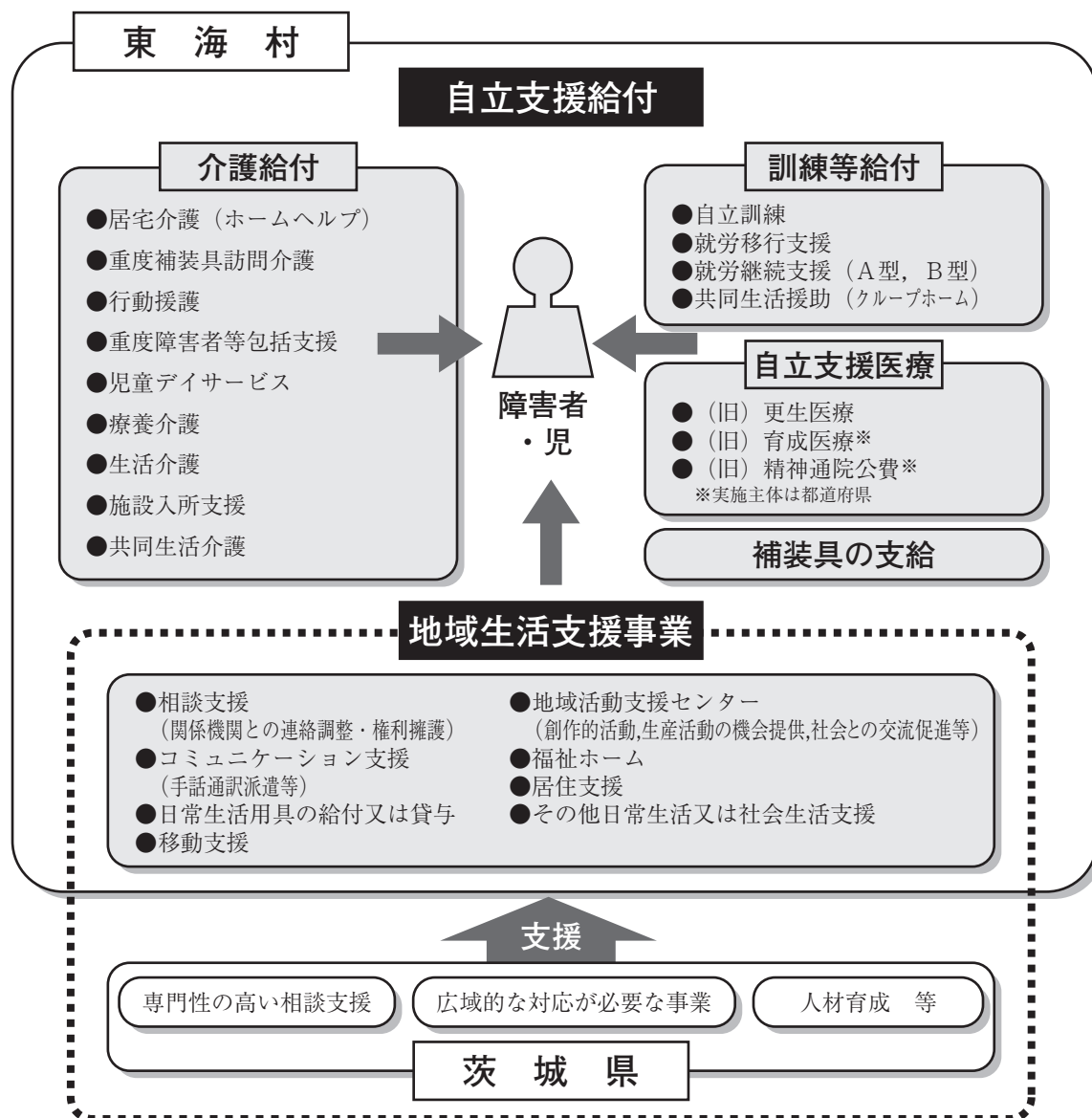
⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化



障害のある人々の自立を支えます。

## 8 自立支援システムの全体像

障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



## 9 福祉サービスの体系

サービスは、個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具の支給」に位置づけられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

〈福祉サービスに係る自立支援給付の体系〉

現行サービス		新サービス	
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	デイサービス (身・知・児・精)	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	ショートステイ (身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	グループホーム (知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
施設サービス	重度心身障害児施設 (児)	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	療護施設 (身)	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います
	更生施設 (身・知)	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	授産施設 (身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	福祉工場 (身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	通勤寮 (知)	共同生活援助 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	福祉ホーム (身・知・精)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	生活訓練施設 (精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援 (A型 雇用型, B型 非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します	
	地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	

注：身は身体障がい者  
知は知的障がい者  
精は精神障がい者  
児は障がい児  
を示す

### 〈日中活動と住まいの場の組み合わせ〉

入所施設のサービスは、施設の生活から地域の暮らしへの転換を図るため、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）の組み合わせを選択できます。

施設系サービスは、今後5年間で新体系サービスに移行します。

#### 日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護（医療型）
生活介護（福祉型）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
地域活動支援センター（地域生活支援事業）

+

#### 住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援
----------------

又は

居住支援 (ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)
----------------------------------



## 第2章 障害福祉の現況

### 1 障がい者の推移

本村の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、平成18年度で1,142人です。このうち身体障がい者が79.3%を占め、次に知的障がい者が13.2%、精神障がい者が7.5%の順となっております。

平成15年度からの4年間の推移を見ると、身体障がい者は16人、知的障がい者は9人、精神障がい者は48人増加しております。

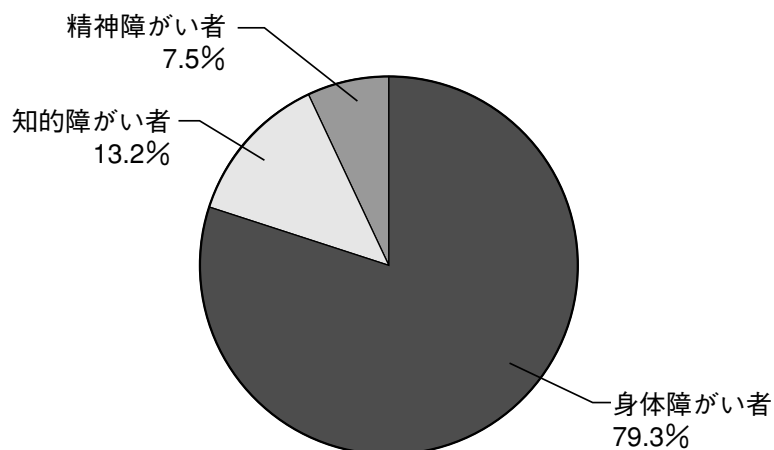
障害別では、身体・知的障がい者の増減の割合は少なく、精神障がい者の割合が増加傾向にあります。

手帳所持者数

(単位：人)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
身 体	肢体不自由者	554	551	547	558
	視覚障害者	60	62	60	58
	聴覚障害者	80	80	78	74
	音声・言語障害者	7	8	10	10
	内部障害者	189	189	208	206
	計	890	890	903	906
知的障害者		142	146	152	151
精神障害者		37	48	71	85
合 計		1,069	1,084	1,126	1,142

〈障がい者の手帳交付状況〉



## 2 障がい者の状況

### (1) 身体障がい者の状況

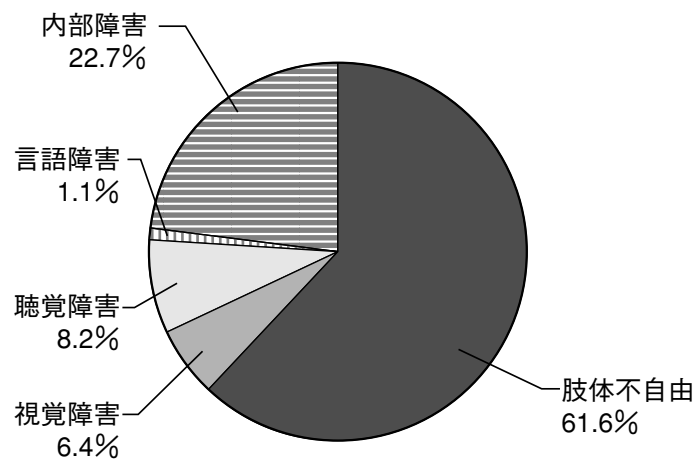
平成18年度（平成19年2月20日現在）の身体障害者手帳の障害別交付は、肢体不自由が61.6%と最も多く、ついで内部障害22.7%で、全体の約84%を占めております。ついで聴覚障害8.2%、視覚障害6.4%、言語障害1.1%の順となっております。平成15年度からの4年間の増加数は、肢体が4人の増、内部が17人の増、聴覚が6人の減、視覚が2人の減、音声・言語が3人の増で、合計で16人の増となっております

#### 身体障がい者の障害別年度別の手帳交付状況

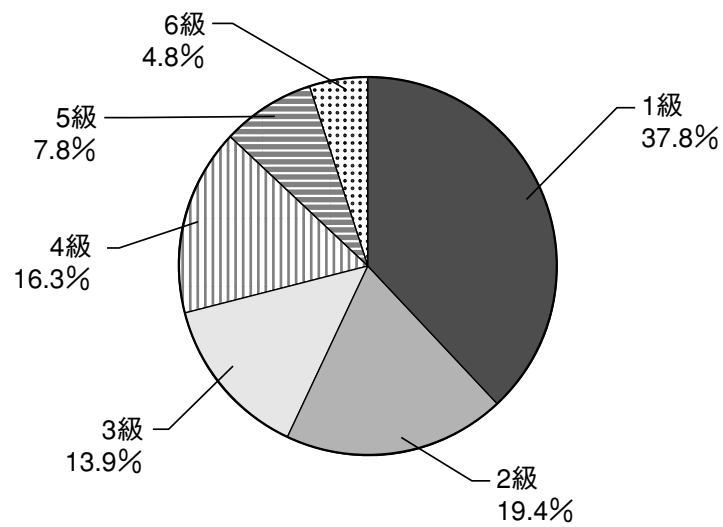
(単位：人)

区 分	平 成 15 年 度							備 考
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
肢体不自由者	183	134	72	86	64	15	554	
視 覚 障 害 者	23	18	6	4	5	4	60	
聴 覚 障 害 者	6	37	11	8	1	17	80	
音声・言語障害者			5	2			7	
内 部 障 害 者	120	1	32	36			189	
計	332	190	126	136	70	36	890	
区 分	平 成 16 年 度							備 考
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
肢体不自由者	175	133	74	86	65	18	551	
視 覚 障 害 者	24	17	7	4	6	4	62	
聴 覚 障 害 者	6	37	11	6	1	19	80	
音声・言語障害者			6	2			8	
内 部 障 害 者	126	1	25	37			189	
計	331	188	123	135	72	41	890	
区 分	平 成 17 年 度							備 考
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
肢体不自由者	176	131	72	87	61	20	547	
視 覚 障 害 者	23	17	8	3	6	3	60	
聴 覚 障 害 者	6	35	9	6	2	20	78	
音声・言語障害者			7	3			10	
内 部 障 害 者	139	2	29	38			208	
計	344	185	125	137	69	43	903	
区 分	平 成 18 年 度							備 考
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
肢体不自由者	178	126	75	95	63	21	558	
視 覚 障 害 者	23	16	7	3	6	3	58	
聴 覚 障 害 者	6	32	9	6	2	19	74	
音声・言語障害者			7	3			10	
内 部 障 害 者	135	2	28	41			206	
計	342	176	126	148	71	43	906	

〈身体障がい者の障害別交付状況（平成18年度）〉



〈身体障がい者の等級別割合（平成18年度）〉



## (2) 知的障がい者（児）の状況

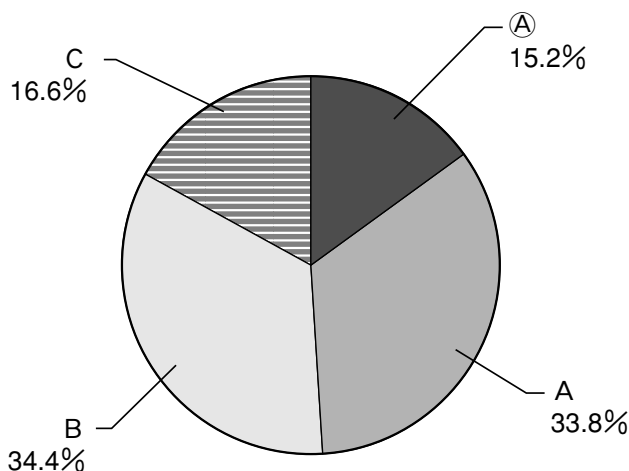
知的障がい者は平成18年度（平成19年2月20日現在）で151人です。Bが最も多く34.4%，Aが33.8%，Cが16.6%，㊤が15.2%の順となっており，平成15年度からの4年間で10名の増となっております。

### 知的障がい者の級別年度別交付状況

(単位：人)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	者	児	者	児	者	児	者	児
㊤	16	6	16	7	16	7	16	7
A	37	15	37	17	38	16	36	15
B	35	13	36	12	38	14	38	14
C	12	8	13	8	14	9	15	10
計	100	42	102	44	106	46	105	46
合計	142		146		152		151	

### 〈療育手帳の交付状況（平成18年度）〉



## (3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付数は，平成18年度（平成19年2月現在）で85名です。級別では，2級が41.2%，3級が37.6%，1級が21.2%の割合となっており，約3年間で48名の増となっております。

自立支援医療（通院医療費）受給者につきましては，平成18年度（平成19年2月現在）で232人，平成15年度からの4年間で72人と大きな増となっております。

精神障害者保健福祉手帳の級別年度別交付状況

(単位：人)

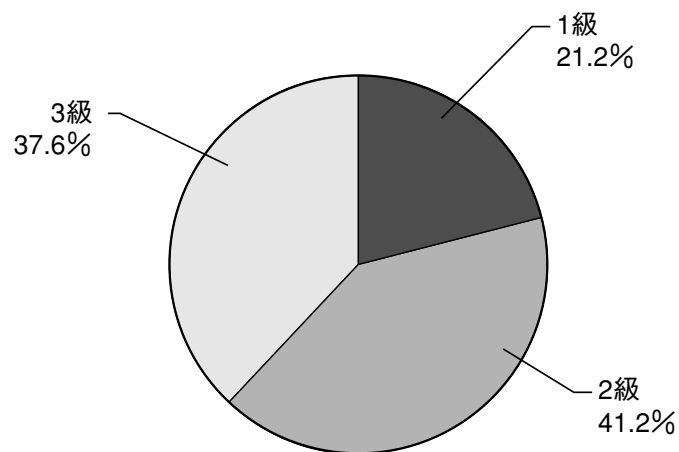
区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
平成15年度	10人	18人	9人	37人
平成16年度	12人	21人	15人	48人
平成17年度	16人	30人	25人	71人
平成18年度	18人	35人	32人	85人

自立支援医療（通院医療費）受給者数

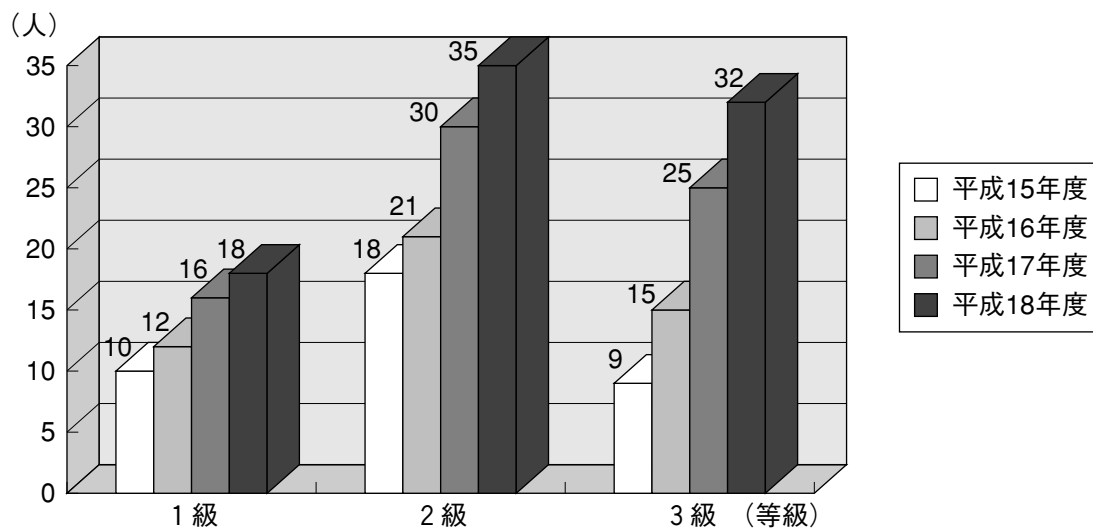
(単位：人)

区 分	受給者数
平成15年度	160人
平成16年度	172人
平成17年度	194人
平成18年度	232人

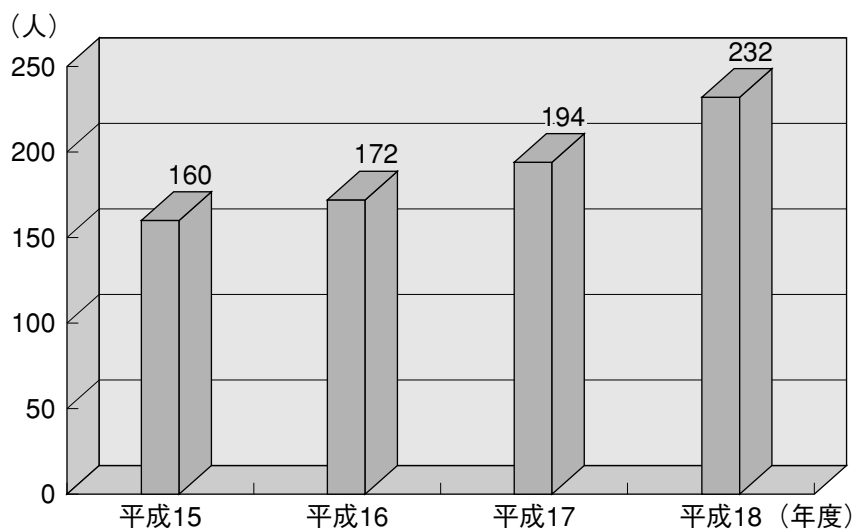
〈精神障害者保健福祉手帳の級別交付状況（平成18年度）〉



精神障害者保健福祉手帳の級別年度別交付状況



自立支援医療受給者数（通院医療費受給者）の推移



## 精神障がい者の通所施設

施設種別	施設名	通所者数
地域活動支援センターⅠ型	ふわり (ひたちなか市)	6名
	KUINA (ひたちなか市)	3名
	ライトハウス (水戸市)	2名
授産施設	ハートケア (ひたちなか市)	1名
作業所	ふきのとう (日立市)	1名
	ふれあい (ひたちなか市)	2名
	ゆきわりそう (水戸市)	1名
	ウッドハウス (水戸市)	1名
合 計		17名

### 3 障害福祉サービスの概況と利用状況

#### (1) 在宅福祉サービス

##### ① 居宅サービス

##### i ホームヘルプ

ヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

#### 居宅サービス利用状況（年間）

（単位：人，時間）

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	人	時間	人	時間	人	時間	人	時間
身体	8人	864時間	7人	868時間	6人	1,102時間	7人	617時間
知的	1人	415時間	1人	424時間	2人	596時間	2人	336時間
児童	人	時間	人	時間	1人	41時間	人	時間
精神	人	時間	1人	44時間	1人	40時間	人	時間
合計	9人	1,279時間	9人	1,336時間	10人	1,779時間	9人	953時間

※平成18年度分については、12月分までの実績です。

ii デイサービス

在宅の障がい者が通所して、創作的活動や機能訓練などを行います。

デイサービス利用状況（年間）

（単位：人，日）

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
身体	1人	185日	4人	314日	4人	305日	4人	140日
知的	人	日	20人	3,529日	19人	3,474日	20人	1,772日
児童	1人	55日	2人	20日	4人	99日	10人	126日
合計	2人	240日	26人	3,863日	27人	3,878日	34人	2,038日

※平成18年度分は、平成18年4月から平成18年9月までの6か月分です。

※平成18年4月より、身体・知的デイサービスは、障害者自立支援法での「障害者デイサービス」を行い、10月から新体系サービスの生活介護や地域生活支援事業の「経過的デイサービス」に移行しました。

iii グループホーム

障がい者が世話人の援助を受け、共同で生活します。

グループホーム利用状況（年間）

（単位：人，月）

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
精神	人		人		1人	7ヶ月	人	
合計	人		人		1人	7ヶ月	人	

iv 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

短期入所（ショートステイ）の利用状況（年間）

（単位：人，日）

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
身体	2人	192日	3人	241日	2人	147日	2人	115日
知的	4人	300日	5人	365日	5人	397日	4人	304日
児童	3人	52日	1人	2日	4人	18日	6人	23日
精神	人	日	1人	16日	2人	31日	人	日
合計	9人	544日	10人	624日	13人	593日	12人	442日

※平成18年度分については、12月分までの実績です。



v 補装具の給付・修理

身体に障がいのある人に対し、身体上の障がいを補うための装具を交付し、又は修理をします。

身体障がい者（児）補装具交付及び修理

区 分	平成15年度			平成16年度			平成17年度			
	交 付	修 理	合 計	交 付	修 理	合 計	交 付	修 理	合 計	
身体障がい者	利用件数	208件	7件	215件	279件	20件	299件	311件	16件	327件
	金 額	2,737,571円	226,021円	2,963,592円	4,130,077円	693,553円	4,823,630円	5,663,045円	665,904円	6,382,949円
身体障がい児	利用件数	15件	2件	17件	9件	件	9件	5件	3件	8件
	金 額	1,353,104円	31,410円	1,384,514円	716,910円	円	716,910円	583,681円	50,260円	633,941円
合 計	利用件数	223件	9件	232件	288件	20件	308件	316件	19件	335件
	金 額	4,090,675円	257,431円	4,348,106円	4,846,987円	693,553円	5,540,540円	6,328,949円	633,941円	6,962,890円

vi 日常生活用具の給付

重度障がい者（児）の日常生活に必要な用具を支給します。

重度身体障がい者（児）日常生活用具の給付

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
		給 付	給 付	給 付
身体障がい者	利用件数	14件	9件	23件
	金 額	741,250円	500,960円	2,116,333円
身体障がい児	利用件数	件	1件	1件
	金 額	円	2,810円	195,750円
合 計	利用件数	14件	10件	24件
	金 額	741,250円	503,770円	2,312,083円

- vii コミュニケーション支援・手話通訳者の派遣（県事業）  
公的機関や学校及び病院などに出かける時に派遣します。

コミュニケーション支援・手話通訳者の派遣状況

(単位：件)

	医療	会議	教育	研修	司法	職業	スポーツ	生活	選挙	その他	合計
平成15年度	4			8				1			13
平成16年度	5			9							14
平成17年度	1	6		10				1	2		20
3年間の平均	4	2		9				1			16
県の平均			3		1	2				1	7

viii 訪問入浴サービス

重度の肢体不自由等により居宅において単身では入浴が困難な方に、移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービス利用状況

(単位：人，回)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
身体	4人	135回	2人	95回	1人	82回	1人	82回
合計	4人	135回	2人	95回	1人	82回	1人	82回

※平成18年度分については、平成19年1月分までの実績です。

② 施設サービス

施設サービスの利用状況

身体障がい者の施設サービス利用状況

(単位：人)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入所	視覚更生施設	2人	2人	2人	2人
	更生施設		1人	1人	
	療護施設	4人	5人	6人	6人
	授産施設	3人	3人	3人	4人
	計	9人	11人	12人	12人
通所	授産施設				1人
	計				1人
合計		9人	11人	12人	13人

知的障がい者の施設サービス利用状況

(単位：人)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入所	更生施設	18人	19人	27人	27人
	授産施設	2人	1人	1人	1人
	計	20人	20人	28人	28人
通所	授産施設	7人	8人	1人	1人
	計	7人	8人	1人	1人
合 計		27人	28人	29人	29人

精神障がい者の施設サービス利用状況

(単位：人)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
通所	地域生活 支援センター	8人	13人	12人	11人
	授産施設	1人	1人	1人	1人
	共同作業所	6人	4人	5人	5人
合 計		15人	18人	18人	17人

※平成18年度は、平成19年2月現在で、その他の年度は、年度末現況です。

#### 4 障がい者支援施設の整備状況

平成18年10月現在、村内の障がい者支援施設の整備状況は下表のとおりです。

##### 障害者支援施設の整備状況

施設名及び事業所名	サービスの種類	開設年	定員	備考
独立行政法人国立病院機構 茨城東病院	重度心身障害児施設	昭和44年	119人	
社会福祉法人愛信会 幸の実園	知的障害者更生施設	昭和59年	30人	
社会福祉法人愛信会 第二幸の実園	知的障害者更生施設	平成11年	50人	
社会福祉法人愛信会 栄光寮	グループホーム	平成15年	4人	
社会福祉法人愛信会 頌栄寮	グループホーム	平成15年	4人	
社会福祉法人愛信会 捜真寮	グループホーム	平成17年	4人	
社会福祉法人愛信会 雅歌寮	グループホーム	平成17年	4人	
東海村総合福祉センター 障害者センター	児童デイサービス 経過的デイサービス	平成16年	70人	
特定非営利活動法人(NPO) ドリームたんぽぽ	地域活動支援センターⅢ型	平成16年	10人	
特定非営利活動法人(NPO) 東海村障がい者地域生活 自立支援ネットワーク 「まつぼっくり」	小規模作業所	平成18年	定員なし	

## 第3章 障害福祉計画の理念・施策の体系

### 1 計画の基本的な指針

この計画は、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を策定します。

#### (1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援をうけつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供・基盤の整備を進めます。

#### (2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障がい者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ります。

#### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者の自立の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

### 2 障害福祉サービスの基盤整備の基本的な考え方

#### (1) 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障がい者などに対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

#### (2) 希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障がい者に適切な日中活動サービスを保障します。

#### (3) グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

### 3 就労関係の目標

障害福祉計画における「平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とする」数値目標の達成に向けて、県の労働担当部局及び県の労働基準局と連携し、数値目標を設定します。

#### (1) 就労移行支援事業の利用者数の目標の設定

平成23年度までに、現在の福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指します。

#### (2) ハローワーク経由による福祉施設利用者の就職件数

福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者がハローワークの支援を受けて就職できるよう、就労移行支援事業者等とハローワークの連携を促すなどの体制づくりを行います。

#### (3) 障害者委託訓練事業

委託訓練について、福祉施設利用者に対する年間実施計画数を設定し、福祉施設から一般就労への移行する者の3割が障害者委託訓練を受講することを目指します。

#### (4) 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

福祉施設から一般就労に移行する者の5割がトライアル雇用の開始者となることを目指します。

#### (5) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

福祉施設から一般就労に移行する者の5割がジョブコーチの支援を受けられるようにすることを目指します。このため、県の労働担当部局においても、障害保健福祉担当部局とも連携し、ジョブコーチの計画的な養成を図ります。

#### (6) 障害者就業・生活支援センター

福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指します。このため、全国すべての障害福祉圏域に1ヶ所ずつ当該センターを設置することを目指します。

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量

### 1 サービス量の見込みにあたって

障害福祉サービス量の見込にあたって、「基本指針」は、次の3項目をもとに、平成23年度を目標年度とした数値目標を設定することとしています。

- 1) 現在施設入所者数の1割が地域生活への移行をめざし、目標年度末時点での入所者数を現時点の入所者数から7%以上削減します。
- 2) 平成24年度までに「退院可能精神障害者」の解消をめざします。(地域での住居等条件が整備されれば退院可能とされる人で、全国では約7万人と推計されます。)
- 3) 平成23年度中に障害者施設から一般就労へ移行する人を現在の4倍以上とし、これにあわせて、現在の障害者施設利用者の2割が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援利用者の3割はA型(雇用契約を結ぶ型)を目指します。

### 2 施設入所者の地域生活への移行数見込み

厚生労働大臣「基本指針」を踏まえて、厚生労働省の「サービス見込量シート」を参考にし、現在の障がい者施設入所者、退院可能精神障がいの平成23年度までの地域生活への移行数を次のとおり見込みます。

#### (1) 障がい者施設入所者の地域生活への移行

項目	数値目標	考え方
現入所者数 A	39人	平成18年4月現在 (平成19年4月で1名入所予定)
目標年度入所者数 B	37人	平成23年度末入所者数
目標値(移行見込A-B)	3人	差し引き移行見込み数

※平成18年4月末現在、施設入所者数は合計39人です。平成23年度末までに、3(7.7%)人が地域生活へ移行するものと見込、入所者数は37人と見込みます。

#### (2) 入院中精神障害者の地域生活への移行

項目	数値目標	考え方
退院可能精神障がい者数	17人	平成17年10月1日現在
目標値 移行見込	12人	平成23年度末までの移行目標数

※平成17年10月1日現在、退院可能精神障がい者数は17人です。(茨城県調べ)。平成23年度までに、12人(70.6%)が地域生活移行するものと見込みます。

### (3) 障がい者施設から一般就労への移行

項 目	数値目標	考 え 方
目 標 値 一般就労見込	4人	平成23年度末までに施設を退所して一般就労する人の見込数

※平成23年度末までに、障がい者施設を退所して一般就労をする人を4人と見込みます。

## 3 障害福祉サービス量等の見込み

(以下の見込量については暫定値であり、今後の検討により変更があります)

サービスは、個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分かれます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は、「訓練等給付」に位置づけられます。

また、入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

### 障害福祉サービスの見込量

#### 障害福祉計画（新体系サービス見込量）

	単 位	18年度	19年度	20年度	23年度
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 行 動 援 護 重度障害者包括支援	時間分	130時間	742	757	802
生 活 介 護	人日分	20人日分	264	484	924
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	12	12	18
自立訓練(生活訓練)	人日分	0	342	300	300
就 労 移 行 支 援	人日分	0	22	22	44
就労継続支援(A型)	人日分	0	44	44	66
就労継続支援(B型)	人日分	0	0	0	154
療 養 介 護	人 分	0	0	0	0
児 童 デ イ サービス	人日分	16人日分	32	40	48
短 期 入 所	人日分	46人日分	58	60	72
共 同 生 活 援 助	人 分	0	4	8	8
共 同 生 活 介 護	人 分	0	0	0	4
施 設 入 所 支 援	人 分	39	40	40	37
相 談 支 援	人 分	0	1	2	4

※個別の単位については

「時間分」…月間のサービス提供時間

「人日分」…「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人分」……月間の利用人数

※平成18年度は、10月分の実績、平成19年度以降は今後の状況を考慮して推計しております。



### (1) 訪問系サービスの充実

障がいのある人の地域移行を進めることにより、訪問系サービスの利用者が増加するに従って、サービス供給の必要量が増加することが予想されます。

過去のホームヘルプサービスの利用実績及びこれからの利用量を見込んでサービス量を見込んでおります。

#### ① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

給付の種類	介護給付			
利用者	障がい者			
サービス内容	障がい者に自宅で入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の介護等を行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	130時間/月	742時間/月	757時間/月	802時間/月

#### ② 行動援護

給付の種類	介護給付			
利用者	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を有する者。 障害程度区分が区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上である者。			
サービス内容	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	＜居宅介護と一括してのサービス見込量です＞			

#### ③ 重度訪問介護

給付の種類	介護給付			
利用者	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者。 障害程度区分が区分4以上であって、次のいずれにも該当する者。 ・二肢以上に麻痺があること。 ・障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。			
サービス内容	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	＜居宅介護と一括してのサービス見込量です＞			

#### ④ 重度障害者等包括支援

給付の種類	介護給付			
利用者	<p>常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者。          障害程度区分が区分6以上該当する者うち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次に掲げる者。</p> <p>① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者</li> <li>・最重度知的障がい者</li> </ul> <p>② 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上である者。</p>			
サービス内容	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	＜居宅介護と一括してのサービス見込量です＞			

#### (2) 日中活動系サービス

旧法施設の利用者を基礎として、入所・通所施設からの地域移行に伴う新体系サービスへの移行予定及び新たなサービス利用者を見込んでいます。

障害者センターでおこなっていた「経過的デイサービス」は、生活介護・自立訓練のサービスに移行するため、大幅な増となっております。

#### ① 生活介護

給付の種類	介護給付			
利用者	<p>地域や施設入所において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度区分3（施設に入所する場合は区分4）以上である者</li> <li>・年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である者</li> </ul>			
サービス内容	常に介護を必要とする者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	20人日分	264人日分	484人日分	924人日分

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」

② 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	訓練等給付			
利用者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者			
サービス内容	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を行います。 利用者ごとに、標準期間（18ヶ月）内で利用期間を設定します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人日分	12人日分	12人日分	18人日分

③ 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	訓練等給付			
利用者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者			
サービス内容	日常生活を営む上で身体機能や生活能力の向上のために、必要な訓練や相談支援を行います。 利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人日分	342人日分	300人日分	300人日分

④ 就労移行支援

給付の種類	訓練等給付			
利用者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満のもの）			
サービス内容	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における実習、適性に合った職場を探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。 利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人日分	44人日分	44人日分	66人日分

⑤ 就労継続支援（A型）

給付の種類	訓練等給付			
利用者	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者（利用開始時、65歳未満の者）			
サービス内容	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援を行います。 一定の範囲内で障がい者以外の雇用が可能。 利用期間の制限はありません。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人日分	44人日分	44人日分	66人日分

⑥ 就労継続支援（B型）

給付の種類	訓練等給付			
利用者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用契約に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上の維持が期待される者。			
サービス内容	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援を行います。 平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3,000円程度）を上回ることを事業者指定の要件とします。 利用期間の制限はありません。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人日分	人日分	人日分	154人日分

⑦ 療養介護

給付の種類	介護給付			
利用者	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者。 ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っているものであって、障害程度区分6の者。 ・筋ジストロフィー患者又は重度心身障害者であって、障害程度区分5の者。			
サービス内容	病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供します。 利用期間の制限はありません。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人日分	人日分	人日分	人日分

⑧ 児童デイサービス

給付の種類	介護給付			
利用者	療育の観点から個別療育，集団療育を行う必要が認められる児童。就学前児童を原則とするが，小学生から18歳未満の児童も可とする。（年齢要件なし）			
サービス内容	療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行います。個別プログラムに沿った集団療育を行います。保健，医療，教育も含めた支援システムを構築するため，関係機関と連携を図ります。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	16人日分	32人日分	40人日分	48人日分

⑨ 短期入所（ショートステイ）

給付の種類	介護給付			
利用者	障がい者			
サービス内容	自宅で介護する者が病気などの場合に，短期間，夜間も含め施設で，入浴，排せつ，食事等の介護等を行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	46人日分	58人日分	60人日分	78人日分

(3) 居住系サービス

施設に入所や入院をしている障がいのある人のうち，地域での生活を望む人については，グループホームやケアホーム，または福祉ホーム等の居住の場の整備を進める必要があります。

村内には，社会福祉法人が運営しているグループホームが4箇所ありますが，施設から地域への移行が進むよう，利用者の伸びや運営方法等について検討を行う必要があります。

①-1 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	訓練等給付			
利用者	障がい者			
サービス内容	共同生活援助 夜間や休日，共同生活を行う住居で，相談や日常生活上の援助を行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人日分	4人日分	8人日分	8人日分

①-2 共同生活介護（ケアホーム）

給付の種類	介護給付			
利用者	障がい者			
サービス内容	共同生活介護 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人日分	人日分	人日分	4人日分

② 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

給付の種類	介護給付			
利用者	障害程度区分4以上である者 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分3以上である者			
サービス内容	施設に入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	39人日分	40人日分	40人日分	37人日分

(4) 補装具・自立支援医療

① 補装具費の支給

給付の種類	補装具費の支給			
利用者	身体障がい者			
サービス内容	補装具を必要とする身体障がい者に対し補装具費（購入費用及び修理費用）を支給します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	233件	256件	281件	300件

② 自立支援医療

給付の種類	自立支援医療（更生医療）			
利用者	身体障がい者			
サービス内容	障がいを軽減・除去して、その日常生活能力、又は職業能力を増進させることを目的とする医療について、医療費の助成が受けられます。 支給申請・決定 精神・育成医療：茨城県、更生医療：市町村			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	1人	1人	1人	2人

(5) 地域生活支援事業でのサービス

① 相談支援

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	障がい児・者及び保護者，障がい者等の介護を行う家族など。			
サービス内容	相談支援専門員が障がい者の生活全般に関する総合的な相談，必要な情報の提供及び権利擁護のための必要な援助を行います。 虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡・調整を行います。 特に計画的な支援を必要としている者を対象としたサービス利用のあっせん・調整を行うためのサービス利用計画を作成します。 利用者の居宅を訪問し，面接によるアセスメントを実施します。 利用者の居宅を訪問するモニタリングを実施します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	人分	1人分	2人分	4人分

※地域自立支援協議会の実施見込箇所数 平成19年度 1ヶ所予定

② 移動支援

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	障がい児・者であって，村が外出時に支援が必要と認めた者。			
サービス内容	屋外での移動に困難がある障がい者・児について，社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	7人分	8人分	9人分	15人分

③ 地域活動支援センター

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	障がい者等			
サービス内容	利用者に対し，創作的活動，就労に向けた作業等の支援・提供，生産活動の機会の提供等，地域の実情に応じた支援を行います。 地域活動支援センターⅢ型 NPO法人「ドリームたんぽぽ」 地域活動支援センター（小規模作業所）NPO法人「まつぼっくり」 地域活動支援センターⅠ型を，平成19年度に（社）幸の園で開設を予定しております。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	14人	35人分	36人分	45人分

④ コミュニケーション支援

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	聴覚，言語機能，音声機能その他の障がいのため，意思疎通を図ることに支障がある障がい者等			
サービス内容	手話通訳者，要約筆記者を派遣する事業。 手話通訳者の設置事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	16人分	18人分	18人分	20人分

⑤ 日常生活用具の給付

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	重度の身体障がい者（児），知的障がい者（児），精神障がい者であって，当該用具を必要とする者。			
サービス内容	日常生活上の便宜を図るため，日常生活用具を給付又は貸与します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	90件	100件	110件	140件

⑥ 日中一時支援事業

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	障がい者			
サービス内容	日中において介護するものがないため，一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し，介護や日中活動の場を提供します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	21人分	23人分	24人分	25人分

⑦ 訪問入浴サービス

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	訪問入浴の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障がい者			
サービス内容	身体障がい者の居宅を訪問し，浴槽を提供して行われる入浴の介護を行います。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	1人分	1人分	1人分	2人分



⑧ 訓練等給付事業

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	施設入所者			
サービス内容	昭和43年6月28日社更発第142号「身体障害者法による更生訓練費の支給について」に基づき実施する事業です。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	3人分	3人分	3人分	3人分

⑨ 自動車免許取得・改造助成事業

給付の種類	地域生活支援事業			
利用者	身体障がい者			
サービス内容	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。			
サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	6人分	4人分	4人分	4人分

## 東海村の障がい者施策について

### 《雇用・就労の支援》

障がいのある人の働くことについてのニーズに対応して、雇用・就労の場を増やすことや、障がいの状況に応じて必要な訓練や指導の充実が求められています。特に障がいのある子では学校教育終了後の就労の場の確保が社会参加につながる重要な機会になります。

このようなことから、村では村内2ヶ所の非営利法人（NPO）「ドリームたんぽぽ」、 「東海村障がい者地域生活自立支援ネットワークまつぼっくり」に地域活動支援センター事業として、日常生活訓練、作業訓練や社会との交流を図る事業等を委託し、約15名の方が通所しております。

今後の方向性としましては、NPO法人への支援や連携を通して、障害者自立支援法による職業リハビリテーション（就業移行支援事業、就労継続支援事業）などの制度に移行できるよう総合的な地域就労支援対策の充実を図ってまいります。

### 《グループホーム・ケアホームの整備》

障害者自立支援法の主な目標の一つとして、障がい者の地域生活移行の推進が挙げられています。地域移行を円滑に推進するため、地域の理解を深めるとともに、グループホーム・ケアホームの整備に向けて調査・検討を行ってまいります。

### 《村独自の軽減策》

福祉サービス利用者の負担を軽減するため、所得にかかわらず、入所・通所にかかわらず、利用者負担額の7割を村が助成するとともに食費の一部についても助成し、利用者や保護者の負担を軽減します。

### 平成19年度以降の事業について

・旧病院跡地で、相談支援事業、放課後対策事業・日中一時預かり事業、就労に向けた訓練事業等を平成19年度8月（予定）より実施します。

#### 1) 相談支援事業

さまざまな相談に応じ、情報の提供、助言、連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行ないます。

#### 2) 日中一時預かり（レスパイト）事業

入院、学校授業参観、冠婚葬祭などの緊急時に障がいのある児童・生徒を預かることで、家族が陥りやすいストレス、社会的孤立などを解消し、安心して生活することができる地域づくりを目指します。

【時間】 月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで

#### 3) 放課後対策事業

養護学校に通学している児童・生徒及び村内小中学校に通学し、障がいがあると思われる児童生徒を対象として、放課後や長期休暇期間に学童保育事業を行なうことにより、家族の精神的負担の軽減や障がいを持った児童・生徒同士の学校

外における交流を図ることを目的とします。

【時間】 平日 毎週月曜日から金曜日までの学校終了時から午後6時まで  
長期休暇 毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで

#### 4) 作業訓練事業

障がい者を対象に、生産活動等を通して社会復帰や就労に向けた訓練等を行います。

【時間】 毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで

#### 5) デイケア事業

精神障がい者を対象に、地域で生活していくために必要な社会生活技能訓練などの事業を行ないます。

【時間】 毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで

### ・ 障害者センターでの新事業について

#### 1) 生活介護事業

常時介護が必要な障がい者で、障害程度区分が3以上である者、又は年齢が50歳以上で、障害程度区分が2以上である者に対し、事業所(障害者センター)において、

- (1) 食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援
- (2) 軽作業等の生産活動や創作活動の機会の提供
- (3) (1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施します。

【運営時間】 毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで

#### 2) 自立訓練(生活訓練)事業

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障がい者に対し、

- (1) 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援
- (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援、就労継続支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援
- (3) (1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営むための能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し(24ヶ月以内)、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練を実施します。

【運営時間】 毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで

#### 3) 児童デイサービス事業

障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切な指導及び訓練を実施します。

【運営時間】 火・金曜日は午前10時から午後2時まで  
水曜日は午後1時30分から午後4時まで(通園児を対象)

- ・成年後見（人）制度の検討

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

#### 4 障害福祉計画策定委員、民生委員・児童委員の事項別委員会からの意見等

- ・居住系サービスとして、グループホーム・ケアホームの需要が多くなる現状であることから、需要等を勘案の上、障がいのある方が働きやすい、生活しやすい共同生活の場の設置及び運営方法等の検討を行い、設置に向けて取り組んで欲しい。
- ・地域生活支援事業をおこなっている先進地を視察したい。
- ・障がい者の自立と社会参加を高める障害者就労支援相談所の事業を実施する。
- ・就労支援の促進を図るため、福祉工場や公的機関での清掃など、就労の場を確保して欲しい。
- ・重度の障がい者を支えるプロジェクトチームをつくとともに、障がいの専門医をおいて欲しい。
- ・精神障がい者に対して、住民の理解を得るような方策や、同じ障がいを持つ障がい者及びその家族が気軽に話し合える場が必要です。
- ・現行の村独自の福祉サービスを現状維持して欲しい。
- ・障がいを持っている方が、地域に出てくるような催しを開催し、地域とのつながりをつくっていく。
- ・病院跡地で、専門職による相談や軽作業ができる場を作ったり、クラブ活動など交流の場にして欲しい。

#### 【社会福祉施設の今後の方向性】

##### 幸の実園

地域生活支援事業での「地域活動支援センターⅠ型」を平成19年度の開設を計画しており、相談支援事業や作業所などの事業を行っていく予定でいる。

##### NPO法人「ドリームたんぼぼ」

平成23年度までに、15名程度の利用人員を目標とし、就労継続支援事業（B型）への移行を計画している。

グループホームの事業を計画している。

##### NPO法人「まつぼっくり」

就労移行支援・就労継続支援（B型）への移行を目指している

地域活動支援事業の移動支援事業については、平成23年度を目途におこなう。

※第1期計画では、社会福祉団体等の移行事業や人数については、考慮しておりません。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 相談支援体制の整備・充実

障害者相談支援事業は、地域の障がい者等（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児）の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護をおこなうものからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業です。

村では、旧東海病院跡地において相談事業を平成19年8月から行う予定であります。

事業の具体的な内容は

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営 等です。

#### (1) 東海村自立支援協議会の設置・運営

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

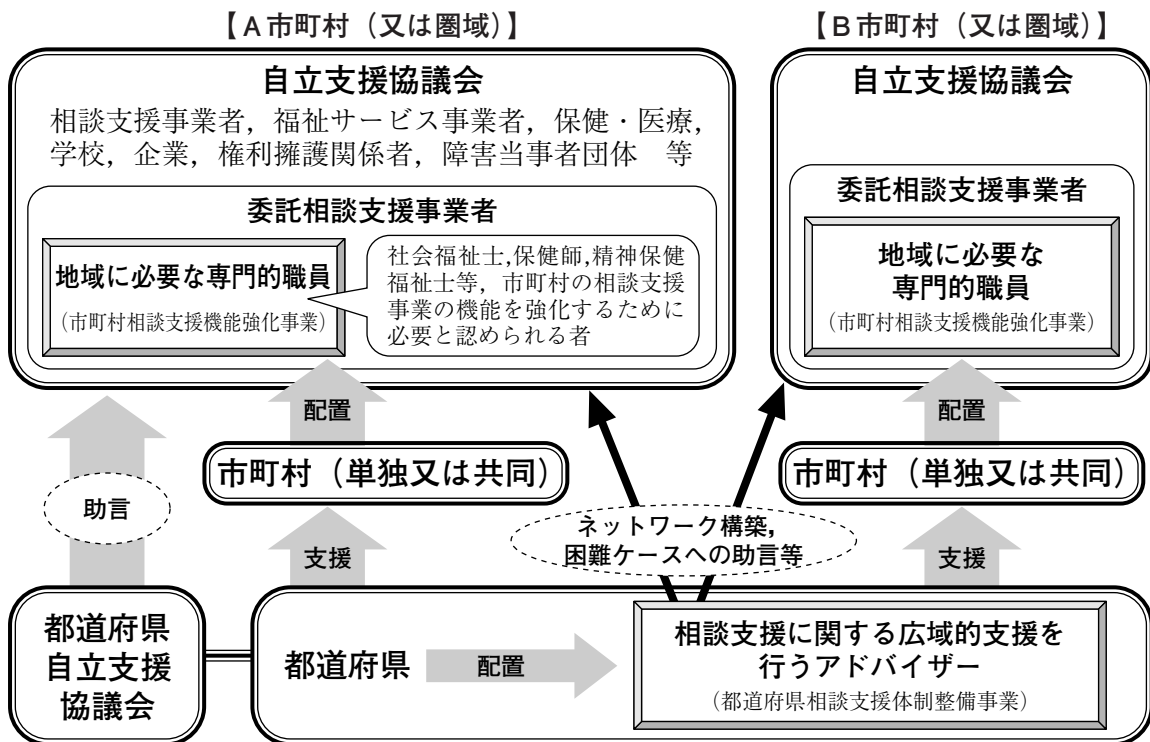
##### 1) 主な構成メンバー

- ・相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

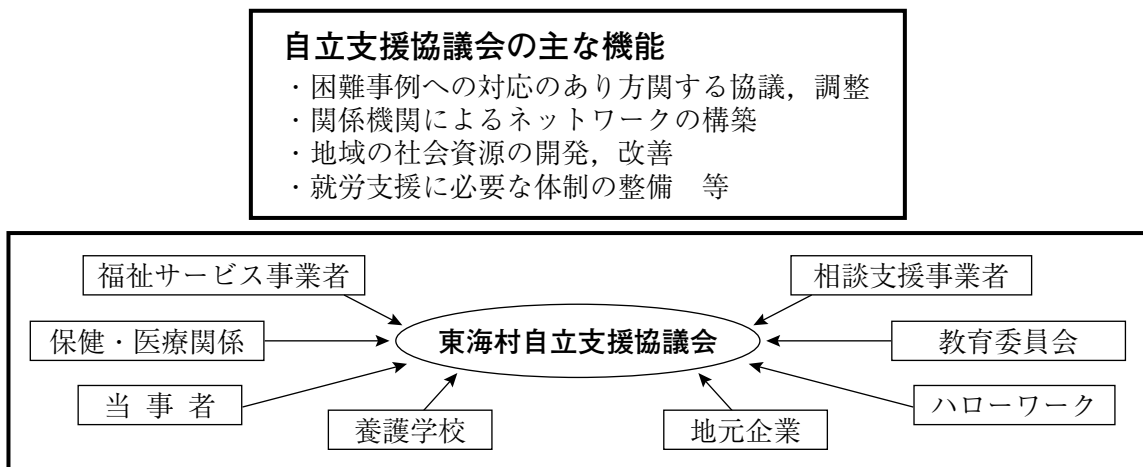
##### 2) 主な機能

- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

〈市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業(全体のイメージ)〉



〈東海村自立支援協議会 (イメージ)〉

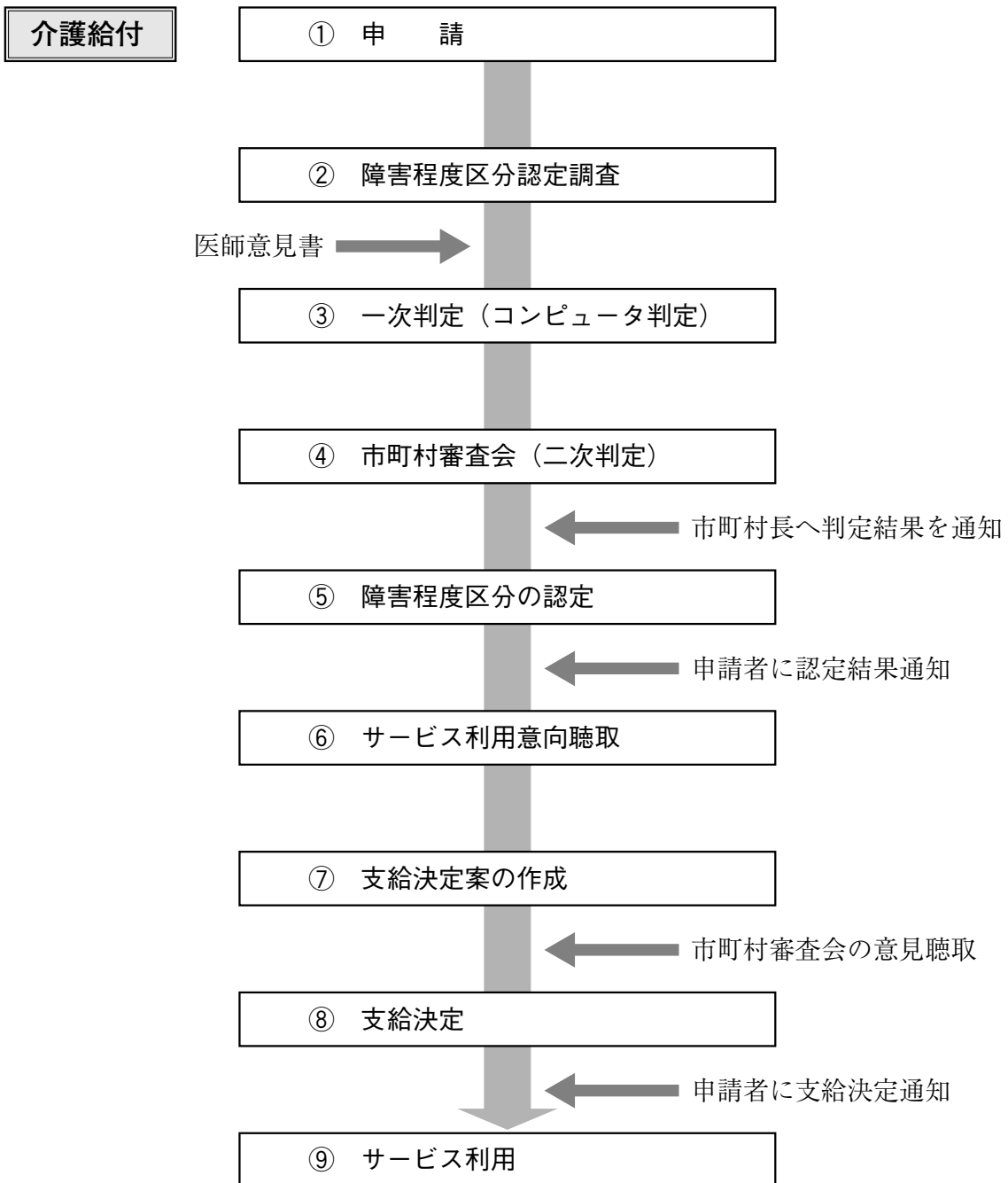


(2) 中立・公平な制度の運営

障害者自立支援法は、障がい者や障がい児の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的としております。

そのなかで、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障がい者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられるとともに、その判定等を中立・公平な立場で専門的な観点から行うために、各市町村に市町村審査会が設置されました。

〈申請の手順〉



※訓練等給付は、一次判定のみです。

## 2 計画の推進体制

障害福祉計画（第1期計画）ができたことに伴い、平成19年度以降はその計画の進行状況や評価などを行い、平成20年度に策定する第2期計画に反映させる必要性があることから、障害福祉計画策定委員を推進委員として今後とも活動する体制に整えていく。

## 第6章 参考資料

### 1 東海村障害福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、東海村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、東海村障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の推進及び評価に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者及びその保護者 3名以内
- (2) 学識経験者 3名以内
- (3) 民生委員・児童委員 3名以内
- (4) 障がい福祉関係者 4名以内
- (5) 東海村社会福祉協議会職員 2名以内

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議等)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

## 2 東海村障害福祉計画策定委員会名簿

番号	氏 名	役 職	備 考
1	田尻 陽子	デイサービス保護者会会長	
2	河野 珠美	勝田養護学校保護者	
3	佐藤 貞紀	知的障害者相談員	
4	北原 良男	身体障害者相談員	
5	宇野 正記	身体障害者相談員	
6	吉成美智子	身体障害者相談員	
7	岸 三男	民生委員（会長） 身体障害者福祉協議会会長	
8	河野 進	民生委員（身体・知的事項別委員長）	
9	神永 悦子	民生委員（身体・知的事項別副委員長）	
10	村上 光榮	幸の実園 施設長	
11	大串 稔	東海村障がい者地域生活自立支援ネットワーク (NPO) まつぼっくり 理事長	
12	田所トシ子	ひたちなか地域家族会副会長	
13	中村 朋子	NPOドリームたんぽぽ 代表理事	
14	高槌 誠	障害者センター長	
15	小林由美子	ヘルパーステーション管理者	

### 3 東海村独自の障がい者を対象とした補助について

村独自に行ってきた各種助成制度や手当てについては、以下のとおりです。

No	助成制度及び手当の名称	対 象 者	助 成 金 額
(1)	東海村心身障害者（児）福祉手当	在宅の心身障がい者（児）	4,000円／月
(2)	診断書料助成	○身体障害者手帳の申請者	全額
		○精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担の申請者	半額
(3)	通院時タクシー利用料金助成	重度心身障がい者	上限5,000円／回 48枚／年（一般） 144枚／年（透析）
(4)	障害者・精神障害者交通費助成	障がい者 （身体，知的，精神）	上限600円／日
(5)	在宅重度障害者介護慰労金	在宅の重度障がい者	50,000円／年 （平成17年度まで，25,000円）
(6)	精神障害者医療福祉助成金	自立支援医療及び手帳申請者	上限4,000円／月

#### 1) 東海村心身障害者（児）福祉手当 【17年度決算額 19,396千円】

在宅の重度心身障がい者（児）の方に、月額4,000円を支給

\* 身体障害者手帳1・2級（20歳未満の場合，3級及び4級の一部も含む）

\* 療育手帳④，A（20歳未満の場合，Bも含む）

受給者 409名

#### 2) 診断書料助成 【17年度決算額 身体593千円，精神117千円】

身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療を申請するために必要な診断書の費用の助成をする。

\* 身体障害者手帳の申請をする方……………全額

\* 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請をする方……………半額

助成件数 身体81件，精神70件，合計151件

#### 3) 通院時タクシー利用料金助成 【17年度決算額 336千円】

重度の心身障がい者が通院のために居宅と保険医療機関との間にタクシーを利用した場合，1回5,000円を限度にタクシー料金の半額を助成する。

（年間48回，透析治療者は年間144回）

\* 身体障害者手帳1～3級

\* 療育手帳④，A

\* 精神保健福祉手帳1・2級

4) 障害者・精神障害者交通費助成 【17年度決算額 身体635千円, 精神780千円】

障がい者（身体・知的）及び精神障がい者が社会復帰施設等に通所するための交通費を助成する。自宅から施設までの往復に要した交通費（鉄道旅客運賃相当分）を、通所日数に応じて、1日当たり600円を限度に助成する。

利用者 身体・知的 延べ109件, 精神 対象者18名

5) 在宅重度障害者介護慰労金 【17年度決算額 100千円】

寝たきりの状態にある方、または日常生活の大半を家族などの介護に頼らなければならない、64歳までの身体障害がい者等を在宅で介護する方に対し、年額25,000円の慰労金を支給する。

対象者 4名

6) 精神障害者医療福祉助成金 【17年度決算額 859千円】

自立支援医療受給者証または、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者で、通院または入院に係る医療費の自己負担分 月額4,000円を限度に助成を行う。

対象者 83名

17年度決算額合計 22,816千円

養護学校等卒業状況

(平成17年 8月31日現在)

卒業年度	学 年	勝田養護	特殊学級	計	累 計
		人 数	人 数		
17	高3	2	—	2	2
18	高2	3	—	3	5
19	高1	2	—	2	7
小 計		7	0	7	7
20	中3	1	1	2	9
21	中2	1	1	2	11
22	中1	2	3	5	16
小 計		4	5	9	16
23	小6	2	11	13	29
24	小5	2	3	5	34
25	小4	5	2	7	41
26	小3	—	1	1	42
27	小2	—	1	1	43
28	小1	2	2	4	47
小 計		11	20	31	47
合 計		22	25	47	47

障害児学級

区 分	知 的	情 緒	言 語	計
白方小学校	4	1	3	8
村松小学校	1	3	0	4
舟石川小学校	4	0	0	4
石神小学校	0	4	0	4
東海中学校	3	0	0	3
東海南中学校	2	0	0	2
計	14	8	3	25